

小城市教育委員会の事務に関する点検・評価の実施について

平成 27 年 7 月 29 日
小城市教育委員会

【根拠法】「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条

- 1 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする

教育委員会の活動の点検と評価に対する文科省の見解 (平成 19 年 12 月 3 日)

- 1 事業実施の次年度中に点検及び評価を実施し、議会への報告及び公表を行うこと。
- 2 点検及び評価の具体的な項目等については、国が基準を定める予定はなく、各教育委員会が実情を踏まえて決定すること。
- 3 「学識経験者」は、教育委員や現職教員、事務局職員等ではない者で、客観性を確保するためのものであり、どのような形で活用するかは各教育委員会で工夫すること。

小城市における教育委員会評価① ～評価項目の選定～

(1) 教育委員会の活動と会議運営の状況

① 教育委員の活動	・次年度の教育行政の方針決定 ・所管施設訪問や、資質向上のための研修会・意見交換会への参加など
② 教育委員会の会議運営	・会議の開催回数と審議状況

(2) 小城市教育振興基本計画に基づく基本方針の達成に向けた施策

平成 25 年 2 月に策定した小城市教育振興基本計画に基づいた 5 つの基本方針達成のための 31 基本事業（平成 25 年度～平成 26 年度 実施計画）について評価を受ける。

基本方針 1	いきいき学ぶ学校教育の推進	学校教育
基本方針 2	学校教育環境の整備充実	学校施設整備
基本方針 3	子育て支援と保育・幼児教育の充実	子育て支援、就学前教育
基本方針 4	豊かな生涯学習の推進とスポーツの充実	生涯学習、青少年健全育成
基本方針 5	多彩な文化の振興と伝統文化の継承	芸術・文化

小城市における教育委員会評価② ～自己評価の方法～

(1) 教育委員による活動の自己評価

① 評価者：教育委員6名

② 評価方法

- ・事務局で、評価シートに、仕組み、取組状況及び成果等、を記入しておく。
- ・教育委員6名で1年間の活動を振り返り、取組状況の確認や課題と反省点を話し合い、4段階の自己評価（達成A、おおむね達成B、やや不十分C、不十分D）を決定する。

(2) 教育委員会事務局による基本方針達成のための基本事業の自己評価

① 評価者：教育長、教育部長、各担当課長

② 評価方法

- ・あらかじめ事業担当が各基本事業ごとに、事業の概要及び目標、決算額、取組状況及び成果等、課題と反省点を記載する。
- ・各課長が課で取り組んだ全ての事務事業について、自己評価を記載する。
- ・評価者によるヒアリングを行い、各課の事務事業に対する4段階評価（達成A、おおむね達成B、やや不十分C、不十分D）を決定する。

小城市における教育委員会評価③ ～第三者評価委員の構成～

評価委員（5名で構成） ※ 委員長、副委員長は第1回評価委員会で選任

所属団体	氏名	役職
西九州大学スポーツ健康福祉学科 学科長	福本 敏雄	
小城市民生委員・児童委員	中牟田 正彦	
小城市主任児童委員、前社会教育指導員、元小学校長	常松 厚生	
小城町人づくり塾副塾長	小柳 容子	
津の里ミュージアム指導員	古川 久美子	

小城市における教育委員会評価④ ～第三者評価の方法～

※ 評価委員会 事前

- (1) 点検・評価報告書を事前に委員のみなさんへ送付しますので、事前に疑問に思ったこと、わからなかったこと、質問したいこと等を考えてきていただきます。
委員のみなさんは、評価報告書及び質疑応答で得た情報を基に、判定していただくこととなります。
- (2) 点検・評価報告書を見て、数値データ等が必要と思われるときは、事前に教育委員会事務局（TEL37-6130）へ連絡してください。資料を作成して送付いたします。

※ 評価委員会 当 日

- (1) 事前に配布した報告書の中で、特に追加補足説明をしたい事業（1,2事業程度）について、各課より説明をいたします。
- (2) (1)説明後、委員のみなさんから考えてきていただいたことを、質疑応答の形で説明していきます。
- (3) その場で、回答できなかったことについては、次回の評価委員会で回答いたします。
- (4) 委員のみなさんは、評価報告書及び質疑応答で得た情報を基に、判定をして下さい。

※ 評価委員会 後 日

- (1) 評価委員は事務事業ごと、また、各課の取組について、各自の意見をまとめて評価委員長（事務局に提出していただき、まとめて委員長へ送付）に報告する。
- (2) 評価委員長は、各評価委員の意見を取りまとめ、「評価委員会による評価」欄の記載をし、評価判定4段階評価（達成A、おおむね達成B、やや不十分C、不十分D）を評価委員合議により決定し、小城市教育委員会へ報告する。
- (3) 各課は、評価報告を踏まえた今後の取組の方向性を決定し、教育委員会で議決を受ける。評価委員へ結果報告を送付する。
- (4) 点検・評価結果について、小城市議会へ報告をし、同時にホームページでも広く公開する。

小城市における教育委員会評価スケジュール

6月	<ul style="list-style-type: none">・教育委員による前年度活動の自己評価・事業担当課による前年度事業の自己評価
7月	<ul style="list-style-type: none">・第1回評価委員会 （委嘱状交付・評価委員会の概要説明・事業補足説明・質疑応答等）
8月	<ul style="list-style-type: none">・第2回評価委員会（質疑応答等）・第3回評価委員会（評価取りまとめ）・第4回評価委員会（予備日）・評価委員から評価結果を事務局へ提出（事務局取りまとめ）
9月	<ul style="list-style-type: none">・評価委員長から点検・評価結果報告書の提出・評価委員会による指摘事項を踏まえた改善策を事務局で検討・改善策を定例教育委員会にて協議のうえ、点検・評価報告書議決
10月	<ul style="list-style-type: none">・点検・評価報告書を議会へ提出・評価結果の公表（ホームページなど）